

## 歯科点数等 Q & A

( 処置 )

**Q 1** 加圧根管充填処置について、槌状根の場合は「3根管以上」(210点)として算定するが、抜髄、感染根管処置、根管貼薬処置、根管充填、電氣的根管長測定検査は、実態の根管数が1根管または2根管の場合、この根管数に応じて算定するのか。

**A 1** その通りです。なお、実態の根管数が3根管以上ではない場合で、加圧根管充填処置を算定するにはレセプト摘要欄に槌状根である旨を記載してください

※ 歯科点数表の解釈(2022年4月版、社会保険研究所、以下、青本) p270(事務連絡平 28.6.14「歯科」問5)

**Q 2** 非経口摂取患者口腔粘膜処置の留意事項(1)について、「口腔の剥離上皮膜の除去を行った場合」とあるが、具体的にどのような場合に算定できるか。

**A 2** 経管栄養等を必要とする患者さんの剥離上皮膜(剥離した口腔粘膜上皮と唾液、炎症性細胞や細菌の集積からなるもの。)の除去を行った場合に算定できます。単なる日常的口腔清掃のみを行った場合は算定できません。

※ 青本 p290(事務連絡令 2.3.31「歯科」問23)